

令和 8 年 4 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長

（ 公 印 省 略 ）

「食品表示基準 Q & A」の一部改正について

「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）について、下記に掲げる事項を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。

記

- 1 特定原材料への「カシューナッツ」の追加、個別品目ごとの表示ルールの見直し等を内容とする食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 34 号）が本日付けで公布及び施行されたことを踏まえ、これらに関して解釈を示している事項について、所要の改正を行いました。
- 2 「別添 魚介類の名称のガイドライン」については、新たな魚介類の輸入・流通の拡大、分類学的研究の進展による名称の変更等、魚介類の名称を巡る状況が変化していることを受け、「魚介類の名称のガイドライン改正案（貝類）検討会」を設置し、改正の検討を行いました。この検討の結果を踏まえ、貝類の名称例の改正等を行いました。
- 3 1 及び 2 に掲げる事項のほか、「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」において議論された内容について解釈の明確化を行う等の所要の改正を行いました。

以上